

研究所ニュース No.97

りべらしおん

「りべらしおん」は、フランス語で「解放」という意味です。

発行：公益社団法人 福岡県人権研究所
〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎4階 TEL 092-645-0388
FAX 092-645-0387 E-mail:info@f-jinken.com URL:<http://www.f-jinken.com>

2020年を迎えて 「創立の精神を忘れず！」

公益社団法人福岡県人権研究所 副理事長 そのだひさこ

新年、明けましておめでとうございます。会員、関係者の皆様方には日頃より人権研究所の活動にご理解とご協力をいただき、心より深く、感謝いたします。

2019年、日本列島のあまりの自然の暴威・風水害の激しさに言葉を失い、いじめによる自殺、幼児虐待（死）などの現実に絶句した1年…。さらに、38年ぶりに来日したフランシスコ教皇の核廃絶の危機感に満ちた訴えが唯一の被爆国・日本列島をかけめぐり、2019年が閉じました。

さて、昨年は、この「福岡県人権研究所」創立45年、その前身の「福岡部落史研究会」の生みの親・井元麟之の没後35周年にあたりました。研究所ではその35周年の特集号を組みました（『リベラシオン』174号）。執筆や対談などでそれが、井元さんの足跡を追うなかで、今更ながら、井元さんの細心かつ豪胆な闘いぶり、「雀、百まで踊り忘れず！」「一寸の虫にも五分の魂！」と自らを励ましながら生きぬいてきた「とつけもない（とんでもないの意）闘い」ぶりに心搖さぶられました。同時に井元さんは実態としての差別だけではなく、穢れや迷信など差別観念の問題も生涯提示しつづけていました。部落史研究会創立時の井元さんや松崎武俊さんの半生かけたお骨折り、初代事務局長・原口穎雄さんのすさまじいご苦労の上にこの研究所はあります。

井元さんは全国水平社書記局長時代は「水

平新聞」の執筆・印刷人であり、戦後すぐの部落解放全国委員会のときも初代書記長として「解放新聞」の発行人でした。それは、期せずして、井元さんは＜言葉＞を生みだし、全国（被差別大衆）に＜言葉＞を発しつづけてきた人だということです。その言葉が＜生きていた＞から、人々に届いたのだと。

今回この特集号を組んだ方々は全国水平社や部落解放全国委員会の活動のあと、帰福されて以降の井元さんに出会った方々ばかりでしたが、私も含めて、私たちもその＜言葉＞に出会ったのです。言葉は井元さんの生き方そのものだから。「井元語録」という言葉が残されているように、私たちのなかにはいつの間にか、言葉が沁みこんでいて、じわじわ湧き出します。

思うに、人権研究所も課題が山積みです。新谷理事長をはじめとする新執行体制で歩き始めて、あっという間に1年がたちました。

何よりも財政的自立、経営安定化の問題はこの間の最重要課題です。そのための、各部会活動の活性化などをはじめとする会員拡大の努力、出版事業や受託事業の拡充などを目指さねばなりません。部落問題をはじめさまざまな人権課題の解決のため、会員相互の議論の深まりが期待されます。今年も会員の皆様のより一層のご協力をお願いいたします。

2019. 10. 29 (火)

2019年度 啓発担当者のための人権講座 テーマ～部落差別解消推進法・条例と「人権尊重のまちづくり」～

10月29日(火)、「2019年度啓発担当者のための人権講座」を、一般財団法人福岡県部落解放センター(福岡市博多区)で開催しました。本講座は、2015年から県内各市町村と企業の人権啓発担当者及び教育関係者、研究者、運動体のみなさま方を主な対象として、2019年度は標記のテーマで開催しました。当日は、70名の参加があり、第一部講演、第二部問題提起、第三部質疑と交流の三部構成で行いました。

◇ ◇ ◇

第一部は、押田五郎さん(国立市人権・平和のまちづくり審議会委員、清掃・人権交流会会长)による講演「東京都国立市人権・平和基本条例の意義と市民の取組」でした。本条例の正式名称は「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり条例(以下、国立市基本条例と記す)」で2018年12月に制定されました。押田さんは、この国立市基本条例づくりに市民として参画し、2019年4月の施行後国立市基本条例で定める市民公募委員を務められています。

押田さんは、“国立市では、戦後から公民館などを活用した市民運動がねぎらっていた。そして、朝鮮人学校補助金削減阻止の闘い、部落差別連続大量ハガキ事件や「全国部落調査・復刻版」出版事件、ヘイトスピーチ禁止を求める全国初の意見書の市議会での採択、「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしや(ママ～以下同じ)があたりまえに暮らすまち宣言』の条例」が制定されてきた。人権・平和基本条例成立の要因として国立市の亡くなつた前市長の政策を現市長もしっかりと引き継いでいる”こと。“部落出身者、



しょうがいしや、性的少数者、在日コリアン、アイヌ民族、職業差別等の当事者や差別問題に取り組む市民、市議などを中心とした「国立市人権市民アクション」を立ち上げ、炭谷茂さんによる「ソーシャル・インクルージョン」や師岡康子弁護士による

「人種差別撤廃モデル条例案」の学習会、大衆行動として「国立市人権・平和基本条例市民集会」の開催など、市民や当事者のボトムアップで取り組みを進めてきた。制定に向けて一人会派の人権派市議が保革の垣根を超えて個別で説明にあたった”ことが、国立市基本条例制定に大きく寄与したと話されました。

国立市基本条例は、前文・14条・附則で構成され、その意義を、“ソーシャル・インクルージョンの理念と人権三法を明記した。不当な差別と暴力の禁止。不当な差別の具体例としてしょうがいしや差別、性的少数者への差別、部落差別などを具体的・包括的に列挙した。市長の使命の明記(誰が市長になってもこの条例に縛られる)。被害者の救済措置には審議会(構成は後述)で審議し市長が決定するなど、実効性や内容において誇るべきものである”と述べられました。

今後の課題として、“10名で構成された「国立市・人権平和のまちづくり審議会」構成メンバーは①差別や人権侵害に立ち向かえる専門家や弁護士(学識者委員5人)、②部落出身者、在日コリアン、しょうがいしや、から各1名(当事者委員3名)、③市民公募から選ばれた(市民委員2名内1名は押田さん)が動き出しが大切である”とし、最後に、“国立市基本条例を例として全国の人権条例づくりが広がっていくことを願うとともに、その先に国による「差別禁止法」制定に向けた道筋を現実のものとして展望していきたい”とまとめられました。

第二部は、問題提起「行政・企業の啓発

の取組」でした。

問題提起①は、浦 聖子さん(うきは市人権・同和対策室人権・同和対策係長)による「うきは市人権尊重のまちづくりーその成果と課題ー」。浦さんは、①うきは市の概要、②組織体制及び市施策の位置づけ、③うきは市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と人権課題に関する条例(以下、条例)、④人権・同和問題市民意識調査(平成26年調査より)、⑤市民啓発の取組、⑥成果と課題、⑦今後に向けて、という項目に沿って次のように問題提起を行いました。

うきは市の条例は、平成17(2005)年に制定された条例をもとに、部落差別解消推進法施行後の平成31(2019)年3月20日条例第8号として改正されたものであり、目的は、あらゆる差別の解消を推進し、市民一人ひとりの権利が大切にされる人権尊重のまちづくりを実現する。改正箇所は、①改正名に「部落差別」を明記、②「相談体制の充実」、③教育及び啓発を積極的に推進すること、新たに追加し教育と啓発の重要性を明記したこと、です。そして「うきは市人権・同和問題意識調査」からみえた課題“無関心層や傍観的立場の人への啓発、確かな人権・同和教育の必要性”を踏まえ、市が地域に出向き「地域人権学習会」を市役所職員(全課長・係長で啓発班を構成)、「出前講座」など「市民啓発の取組」を充実させたことが報告されました。

問題提起②は、渡辺晋作さん(福岡市企業同和問題推進協議会事務局長・株式会社西日本新聞社)による「企業における啓発

の現状と課題」。①同推協の概要、②同和問題研修会の現状・課題、③よりよい研修をめざして、という3点からの問題提起でした。同推協は、1975年「部落地名総鑑購入事件=就職差別」の反省に立ち1978年341社でスタートし、現在福岡市の456社が加盟している。研修として部落差別、LGBT、障がい者、セクハラ、パワハラなど当事者に学ぶ8コースからなる「人権問題啓発セミナー」(1000人以上が受講)や人権啓発イベントへの参加。また冊子、DVD、研修ガイドからなる研修テキスト「BRIGHT」の作成を挙げられました。研修の目的は、差別せず人権を尊重しながら仕事をする人間になることであり、人権尊重は、企業価値向上のための経営課題であり、人権研修=経営課題に資する人材の育成につながるという理念です。そして、「他人事から自分事へ」、「無自覚の偏見・差別意識に焦点をあてる」、「知識から実践へ」という研修内容を具体的に紹介され、「傍観せず敏感であり続けたい」とまとめられました。

第三部は、鍋山公一さん(本研究所啓発部会長・田川市教育委員会生涯学習課課長補佐)をコーディネーターに「質疑応答と交流」でした。参加者からの質問・意見カードをもとに講師や問題提起者がコメントし、条例や実態調査、啓発、「審議会」等を実行するために活発な交流・協議が行われました。

最後に、堀内忠さん(本研究所副理事長・田川地区人権センター参与)が閉会のあいさつを述べ、終了しました。(事務局)

ア／ン／ケ／ノ／ト／カ／ら (一部省略)

○条例施行までの背景を分かりやすく話していただき、素晴らしい条例であることがよく分かりました。行政の方、議員の方、市民の方の意識の高さが伝わってきて全国の条例制定のヒントとなることがたくさんあると感じました。

○包括的な人権課題解決に向けた条例が行政・市民が一体となって

つくり上げられたことは、とてもすばらしいことだと思います。条例の中に持続可能な「市長の使命」を入れたことは、よく考えていると感心しました。課題解決に向けて同じ熱量で取組を進めていけると思います。

○職員全員で啓発活動に取り組まれているようすから、行政の熱意

が住民のみなさんに伝わっていることが想像できた。

○企同推協が同和問題の研修をバージョンアップしながら改善していくことが分かった。話の中にあったBuraku Heritageの話を聞いたが「私～当事者」が思う、伝え同和問題をどのように研修に生かすかが大きな課題だと考えた。

2019年11月16日(土)

公益社団法人福岡県人権研究所／宗像地区人権と共生の会共催

第205回定例研究会

2019年度「史実と授業・啓発の結合をめざして」

近現代部落史の授業実践に向けて

公益社団法人福岡県人権研究所第205回定例研究会、2019年度「史実と授業・啓発の結合をめざして」を「宗像地区人権と共生の会」と共催で2019年11月16日(土)福津市文化会館カメリアホール視聴覚室(13時30分開会)で行いました。

開会行事では、研究所塚本博和理事が、

2018年度(古賀市開催)に引き続き今回も「現在の部落問題は、近現代からの問題である」という観点に立って、明治以降の近代化政策を検討していきます。西洋化、近代化がどのような価値観の形成に影響し、どのように部落差別につながっていったか、また、新たに形成された差別意識についてどのように授業化していくか、どのように今後の職員研修に生かしていくかについて議論していく、と述べました。参加者は、30名でした。

◇ ◇ ◇

第一部では、問題提起①「欧米化と新たな差別の指標」を迫本幸二さん(本研究所事務次長)が行いました。

ステレオタイプな江戸時代観を見直そうというところから始め、基本的には被差別状況にある人々が「登場したのはいつか」ということではなく、差別・排除された人々を、「穢多

身分」として制度的に確立させようとしたのが江戸幕府であるという意味で「政治起源」の考え方を、また身分制度時代の差別の在り様について説明しました。そして明治政府は、西洋化、近代化をめざして殖産興業と富国強兵を推進し、その中で、解放令(賤称廃止令)後の「貧困」が「身分」に代わる差別の理由になっていました。

◇ ◇ ◇

その後、二つの問題提起と実践報告をもとに、井上法久さん(本研究所理事・部落史研究部会長)の司会で意見交流を行いました。賤称語を学習の中でどのように使用したらよいか、また、子ども自身が体得できるような学習内容を造り上げてほしいという課題が出されました。

まとめとして、塚本博和理事が、「授業づくりを地域の歴史から見ていく。そして、地域に出かけて行って、地域の方々の話を聴くことで学習が深まったこと。そして、それを共有するために入会してほしい」旨をお願いし、講座を閉じました。あっという間の3時間30分でした。最後にアンケートを書いていただき、閉会しました。

(事務局)

< 報告 >

部落解放研究

第53回全国集会in愛知

2019/10/15(火)～2019/10/17(木)

濱本 秀伸(会員/立花高等学校)

2019年10月15日(火)～17日(木)にかけて、愛知県名古屋市の名古屋国際会議場にて部落解放研究第53回全国集会が開催され、参加してまいりました。“人権の法制度の確立をめざし、「部落差別解消推進法」の具体化をはじめ、あらゆる差別の撤廃にむけた協働の取り組みを前進させよう”を集会テーマに行われました。開会集会では愛知県の大村知事、名古屋市の河村市長も来賓として出席しており、ちょうど「表現の不自由展」が話題となっている中、見解の異なる2人の挨拶を聴けたことは、感慨深いものがありました。

1日目は名古屋大学准教授の内田良さんが「教育問題からみた日本の社会と政治」をテーマに記念講演が行われました。学校現場における教職員の部活動をめぐる問題や、学校現場が抱えている、変わりつつある社会の感覚との矛盾点などが具体的に示されました。現場にいると普段あまり意識していない部分を改めて気づかされるきっかけとなりました。

2日目は7つの分科会に分かれて協議が行われました。私は第4分科会「人権啓発の課題」に参加しました。最初の報告は「障害者が自立して生きる福祉の街づくりをめざして～ぶどう畑からの贈りもの～」を題材に、社会福祉法人AJU自立の家常務理事の江戸徹さんから報告がありました。障害者の暮らしやすい街づくりに、当事者の視点から気づいた部分に改善を加えていく、具体的な過程と成果が報告されました。健常では普段気づかない所に様々な工夫や想いが込められていることを知ることができました。障害者の方々でワインづくりを行うようになった経緯や現在の状況も報告され、それぞれができることに目を向け、前向きに人生を歩んでいる姿に感動しました。

また江戸さんの持つバイタリティとチャレンジ精神にこちらが勇気づけられた想いにもなりました。

次に「企業におけるLGBTQ研修の課題」をテーマに、日本アイ・ビー・エム株会社ダイバーシティ企画部長の梅田恵さんからの報告がありました。企業におけるLGBTQの理解を推進する啓発活動や、現在抱えている課題等について企業人事側の視点から話を聞くことができました。特に当事者の方がカミングアウトするに際しての具体的な悩みの内容や、その時期についてもそれぞれ考え方の違いがあることを知りました。また社会的な理解がまだこれからもっと必要な実態も今回改めて認識することができました。

3日目は再び全体集会が行われ、「愛知の部落史について」をテーマに、前津島市人権教育推進協議会会長の伊藤卓夫さんによる特別講演が行われました。愛知県における部落の歴史と現在の課題についての内容で愛知県の実情を知ることができたと同時に、地元についてもっと深く知り今後の教育の在り方を模索していくことの必要性を感じました。

集会は公益社団法人全国人権教育研究協議会をはじめとする、中央実行委員会と現地実行委員会によって主催され、行政機関や企業関係者、教職員等の様々な分野の参加者のもと、差別の撤廃に向けた協働の取り組みを推進させていくこうとする熱意を感じ取ることができました。

2019. 12. 8(日)

ふれあいフェスタ2019

第12回北九州市障害者芸術祭

会場：北九州市ウェルとばた

12月8日(日)北九州市の「ウェルとばた」を会場に、ステージイベントや人権・福祉に関する団体の展示、人権擁護委員による人権相談などが行われました。本研究所は、事業内容の紹介や「LGBTQ」に関する展示を行いました。(事務局)

(公社)福岡県人権研究所 2020年度研究プロジェクトの募集
~詳細は研究所のHPをご覧ください。~

応募要領(抜粋)

- 1 委託対象分野 福岡県における部落問題をはじめとする人権問題の解決に資する分野の研究。
- 2 応募資格・条件
 - (1) 代表者は研究所会員とする。研究分担者は会員外でも可。
 - (2) 研究所としての資質向上、研究・啓発に資するものであること。
 - (3) プロジェクトの会計報告書を含む実績報告書を年度末理事会に提出する。提出期限をその年度の3月1日とする。
 - (4) プロジェクトの成果は機関誌『リベラシオン』等において発表する。
 - (5) 申請は1個人・グループにつき1件とする。
- 3 委託期間 (1) 研究期間は1年とする。ただし、以下の条件で継続研究を認める。
同一個人・同一グループ(同一代表者)での継続研究は、上限3年間とする。
- 4 募集期間・日程 (1) 2019年12月1日～2020年1月31日
(2) 採用数は原則3件。選考委員で選考する。
- 5 提出書類 (1)「研究プロジェクト応募申請書」に必要事項を記入して応募する。
(2) 申請書のフォーマットは次のURLからダウンロードする。
URL <http://www.f-jinken.com/>
- 6 提出先・問合せ (公社)福岡県人権研究所(持参または郵送)

<会員の声>
「命どう宝の旅」②
～沖縄戦から基地問題に学ぶ～
(会員)廣瀧 隆太
*廣瀧さんの投稿は、分けて掲載します。

(3) 本土決戦に備えた沖縄戦

①地理的な特性を生かした持久戦

日本軍は、なぜ持久戦という作戦を決行したのだろうか。沖縄にはいたるところに自然にできた洞窟(ガマ)が点在し、そこに日本兵が隠れて米軍と戦うゲリラ戦を計画していた。

チビチリガマが有名だと思う。米軍が上陸してきた場所から近い場所にあり、上陸した日のうちにガマの周辺まで来ていた。薄暗い中で肩を寄せ合い、身を潜めていた。男たちは兵隊としているなかつたため、子どもや高齢者、女性ばかりで戦うこともできず、選択した決断は「集団自決」。「国家のために命を捧げよ」「生きて捕虜になるなら、死を選べ」という考え方方が、死ぬことを選択させられる。そんな死に方を選んだ人たちが、沖縄には多くいた。

②嘉数の丘の戦い

この「嘉数の丘」は、最近ではこの丘から



見える景色で観光地としても話題になっている。世界一危険な基地、普天間基地が一望でき、そこには十数機のオスプレイが並んでいた。

1945年4月、米軍上陸後、めざした場所が嘉数の丘だった。周辺の住民たちは、南部方面へ避難した人と嘉数に残った人がいたが、いずれも戦闘に巻き込まれ、住民の半数以上が亡くなかった。嘉数に駐屯した日本軍は、嘉数高地を中心とした周辺地域にいくつもの陣地を築いた。

陣地壕の構築は、1944年の夏ころから開始されたようで、朝から夕方までの作業が毎日続けられた。兵士だけでなく、嘉数や周辺地域からも、老人や女性を含む多くの人々が作業にかりだされた。嘉数高地には日本軍の主陣地が置かれたために、陣地壕が無数に構築されていた。

この場所は上陸地から第1線だったため、多くの命が奪われ、今でも銃弾、火炎放射器の痕が残り、戦争の恐ろしさ生々しさ、冷たさを感じる。

③ハクソー・リッジの戦い

激戦の末に嘉数の丘が攻略され、戦いは前田高地へと移された。前田高地での戦いは「ハクソー・リッジ」という映画にもなった。「ハクソー・リッジ」という映画はご存じだろうか? メル・ギブソン監督、第89回アカデミー賞「録音賞」「編集賞」2部門を受賞したほどの大作だったにもかかわらず、日本ではあまり話題にはならなかった。なぜだろうか…。

日米両軍の激しい戦闘シーンの裏で、スクリーンには映し出されない多くの民間人が戦禍を逃げ惑い、その多くが命を落とした。浦添村(当時)では人口9217人のうち44.6%が死亡。特に前田地域では549人が犠牲となり、戦死率は58.8%にも上った。前田高地の石碑には多くの人の名前があったが、これは民間人は含まれない。この戦いで浦添の住民4割がなくなっている。

④南風原陸軍病院壕

激戦の末、多くの負傷者がでた。負傷者は、その治療のために病院に運ばれる。しかし、わたしたちがイメージする病院とは異なる世界がそこにはあった。自分たちで掘った洞窟のような壕に、2m幅の狭い通路に、二段ベッドを作ったものが所狭しと並べてあった。1944年10月10日の空襲によって病院の施設が焼失したため、南風原国民学校に移動し、米軍の空襲が始まると、壕を病院にした。

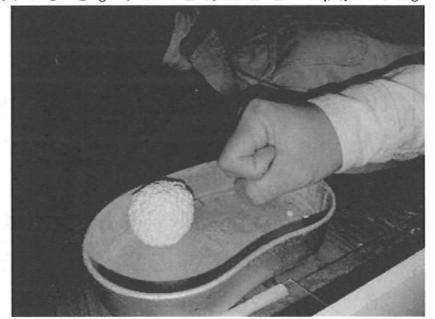
そこでは、女学生、引率教師237人が、看護補助のため動員された。彼女たちは戦後、「ひめゆり学徒隊」と呼ばれる。もともと治療することが専門ではない学生だった。はじめの頃、けが人もそれほどでもなく、歌をうたうことでも傷ついた兵士を癒やしていた。しかし、4月1日の米軍上陸後、地上戦が始まると急激に運ばれる人が増え始める。

運ばれる人が増えてくると、ベッドがたりなくなる。せまく暗い壕の中の通路に人があふれかえってくる。記録には残らない臭いと音。むき出しの土の生臭さ、化膿した膿の臭い。そこからうじがわいてくる、治療しようにも麻酔もない。くさってしまった手や足を麻酔なしで切断、「殺してくれ」といううめき声。壕の

中で亡くなった人をひめゆり隊が穴をほって遺体を埋めるの繰り返し。

戦争が深刻化し、だんだん食料がつきてくる。はじめは朝晩にテニスボールくらいのおにぎりが2つだったのが、ピンポン球くらいの大ささが1日1個になる。けがと飢えとの闘いだ。

5月22日、首里城地下に置かれた第32軍司令部が撤退し、陸軍病院も南部へと移動することになる。重傷患者は動けるはずがない。物資が届かない当時の沖縄で唯一潤沢に届いていた青酸カリ。生きて捕虜になるくらいならという考え方のもと、毒を飲み、自決をした人たちがいた。



今でも硬い岩を掘り進んだツルハシの痕が生々しく残っている。懐中電灯で照らさないと足元すらおぼつかず、頭がつかえそうな圧迫感だった。病床を置くにはあまりの暗さ狭さに信じがたい思いがした。

(4) もう一つの沖縄戦

① 1945.6.23

危険が迫り、南へ避難するものの、戦局が絶望的になると、6月18日学徒隊は解散を命じられた。既に沖縄のほぼ全域を米軍が支配しており、周辺も激しい砲撃にさらされ、地下壕から出ることはほとんど死を意味した。また、壕の中に避難していてもあとから来た日本軍に

「出て行け」と追い出される。ひめゆり学徒隊240名中、死者は生徒123名、職員13名であるが、6月18日の解散命令以後に死亡したのは117名。6月23日牛島満司令官が自決をする。4月1日からの組織的な戦いが終わる。沖縄では、この日6.23を沖縄慰霊の日としている。ここからは、組織として命令がない中で自分の判断で、「どうやって生き延びるか」「どうやって死ぬか」を迫られる個人的な戦争が始まる。「終戦」という言葉が適切なのか、考えさせられる。

(本稿は、次号に続きます)

事／務／局／日／誌／か／ら

(2019年11月1日～12月31日)

11月

- 5 火 第23回事務局会 部会長・プロジェクト代表者会
- 9 土 海外人権スタディツアーア企画部会学習会(春日市)
- 10 日 第3回ジェンダー部会
- 12 火 第24回事務局会
- 16 土 第205回定例研究会「史実と授業・啓発の結合をめざして」(福津市)
- 17 日 第3回執行理事会
- 19 火 第25回事務局会
- 21 木 人権資料・展示全国ネットワーク総会(鳥取市／～22日)
- 22 金 松本精神の継承と故松本龍さんを偲ぶ会(福岡市)
- 26 火 第26回事務局会

12月

- 2 月 2020年度研究プロジェクト募集開始HP(～2020.1.31締切)
- 3 火 第27回事務局会
- 7 土 第7回教育部会(第10回特別支援教育セミナー／福岡市)
第206回定例研・第4回ジェンダー部会(長崎市／～8日)
- 8 日 「ふれあいフェスタ2019」研究所展示(北九州市)
- 10 火 第28回事務局会
- 13 金 運営組織及び事業活動の状況に関する定期立入検査(吉塚合同庁舎)
- 14 土 第8回教育部会(福岡市)
第7回部落史部会(兼史・資料プロジェクト部会)(古賀市)
- 16 月 松本治一郎等資料整理(福岡市)
- 17 火 第29回事務局会
- 21 土 第8回啓発部会(福智町)
- 26 木 海外人権スタディツアーア in ベトナム出発(～29日帰国)
- 27 金 閉局(仕事はじめ2020年1月6日(月))

※ 住民意識調査や実態調査等の受託事業に関する調整・事務、研究・研修や教育・啓発に関する相談業務、研修会の企画・運営、講師依頼への対応、補助金申請・報告や公益法人関係事務、関係機関・団体との連携・調整事務等については一部省略しています。(場所を示していないものは、研究所事務局で行っています。)

< 報告 > 「松本精神の継承と故松本龍さんを偲ぶ会」

2019年11月22日(金)ソラリア西鉄ホテル福岡で、昨年7月死去した松本龍元環境大臣／元本研究所副理事長をしのぶ会が同実行委員会(実行委員長稻積謙次郎)主催で開かれ、故・松本龍さんと親交のあった約300人、本研究所からも4人の理事が参加しました。

開会行事は、部落解放同盟九州地区協議会の青年たちによる「この人を見よ」の朗読ではじまりました。主催者を代表して、稻積謙次郎実行委員長、続いて来賓を代表して小川洋福岡県知事、福山哲郎立憲民主党幹事長、組坂繁之部落解放同盟中央本部執行委員長が、それぞれの思い出やエピソードを交えたあいさつを行いました。この日は、松本龍さんの祖父「部落解放の父」松本治一郎さんの命日でした。

しのぶ会では、炭谷茂さん(元総務庁地域改善対策室長、元環境事務次官)、村田信一さん(元熊本県副知事)、大島九州男さん(国民民主党)のリレートークがありました。松本さんが議長を務めた2010年の国連生物多様性条約第10回締約会議(COP10)で名古屋議定書採択に導いたこと、水俣病被害者の会との会議や全国の公害問題に取り組まれた人たちとの交流を続けたこと、2008年12月中国の松本龍希望小学校を建設したこと、などをトークとともにスライドで振り返りました。

最後に献花を行い、松本龍さんの人柄と功績をしのびつつ閉会しました。 (事務局)